

京都市教育長訓令甲第1号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教職員の特例退職等に関する規程を次のように定める。

平成29年12月25日

京都市教育長 在田正秀

京都市教職員の特例退職等に関する規程

(退職手当の基本額)

第1条 京都市教職員の退職手当に関する規則（以下「規則」という。）第4条第3項により読み替えて適用する同条第1項第1号，同条第2項第1号及び同項第2号に規定する割合は，勤続期間及び年齢に応じて別表に定めるとおりとする。ただし，別に定める場合は，この限りでない。

(均衡措置)

第2条 規則第4条第1項第1号に掲げる教職員（退職の日の年齢が59歳6月以上であるものに限る。）であって，京都市職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年退職日の1年前の日までに退職したものについては，前条の適用を受ける者に準じて必要な措置を行う。

2 規則第4条第1項第1号ウに掲げる教職員であって，50歳未満のものについては，前条の適用を受ける者に準じて必要な措置を行う。この場合においては，その年齢を50歳とみなす。

第3条 前2条に規定するもののほか，規則第4条第1項第1号イに掲げる教職員であって，教育長が特に適当と認めるものにあつては，前条第2項の適用を受ける者に準じて必要な措置を行うことがある。

(補則)

第4条 この訓令の施行に関し必要な事項は，教育長が定める。

附 則

この訓令は，公布の日から施行し，平成29年4月1日から適用する。

別表（第1条関係）

退職の日における年齢	勤 続 期 間		
	15年以上	8年以上 14年以下	7年以下
50歳以上56歳未満	0.2	0.15	0.1
56歳以上57歳未満	0.16	0.12	0.08
57歳以上58歳未満	0.12	0.09	0.06
58歳以上59歳未満	0.08	0.06	0.04
59歳以上	0.04	0.03	0.02

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)